

関西業務ニュース

2015年2月17日 No.266

JR東海労働組合新幹線関西地方本部

発行 小林 國博 編集 業務部

〔「大阪第一運輸所、大阪第二運輸所における職場諸要求」に関する申し入れ〕について業務委員会を開催！

2月10日、15：00より支社会議室において「申」第35号「ダイヤ改正及び乗務員行路・交番」に関する申し入れ（2015年1月30日申入）、「申」第15号「大阪第一運輸所、大阪第二運輸所における職場諸要求」に関する申し入れ（2014年10月7日申入）に関して関西支社と業務委員会を開催しました。

業務委員会の出席者は組合側業務委員・浦谷業務部長、島津教宣部長、笹田組織担当部長、下茂業務担当部長。会社側業務委員・中西人事課課長代理、畠運輸課課長代理、山本車両課課長代理、秋定人事課係長でした。

《「大阪第一運輸所、大阪第二運輸所における職場諸要求」に関する申し入れ（2014年10月7日申入）に対する会社回答》

基本要求

1. 年休の順番が1番の場合でも発給されない状態があり十分な要員となっていない。
年休が出せるような要員を確保し、失効する年休は不承認としてD単価で買い上げること。

【回答】必要な人員は配置している。

年休に関しては時季指定どおり取得出来る様に最大限配慮しているものの、弾力的な列車増発等により、やむを得ず時季変更することはある。

年休買い上げについては支社権限外事項である。

2. 一日基準労働時間7時間を6時間50分に短縮すること。

【回答】支社権限外事項である。

3. 新大阪～新大阪引上線への運転時分を現行2分から2分30秒とすること。

【回答】現行どおりとする。

4. 新大阪～名古屋間「こだま号」の車掌乗務を2人から3人乗務を基本とすること。

【回答】現行どおりとする。

5. 日勤行路の拘束時間を10時間以内とし車掌日勤行路の東京段落ち時間を2時間以内とすること。

【回答】現行どおりとする。

勤務関係

1. 必要要員の確保を計り休日出勤を解消すること。

【回答】必要な要員は配置しているが、弾力的な列車増発等により、休日勤務が発生することもある。

2. 大一両での長時間に及ぶ労働外時間を短縮すること。

【回答】申35号II-1の回答（I-2の回答どおり：「行路は列車ダイヤ及び就業規則に基づくと共に、労働時間や、列車種別、出先地など多くの要素を踏まえて作成して

いる」)。

3. 引上線の「停車・通過の確認喚呼、添乗報告」は省略化すること。

【回答】現行どおりとする。

4. 運転妨害となるような添乗及び試問はやめること。

【回答】今後も必要な業務指導等を行っていく。

5. 「規程」の訂正の時間を別途労働時間として訓練時間の中に設けること。

【回答】規程の訂正にかかる時間については、規程の訂正内容や個々人により作業時間が異なるものの、いずれも労働時間内に出来る範囲内と認識している。

6. 予備者の休日指定は乗務割り交番と同様の配置とすること。

【回答】申35号I-7の回答(「予備勤務者についてはその性質から乗務割交番どおりにはならない」)。

7. 勤務の確定(予備)発表5日前を7日前とすること。

【回答】現行どおりとする。

8. 予備月者の勤務に対しても在宅休養時間を確保すること。

【回答】在宅休養時間は、あくまでも乗務割交番作成にあたって適応するものであり、予備勤務者の勤務指定においてまで適応するものではないが、出来るだけ配慮している。

9. 予備月者も乗り組み者と同じように前月の10日に休日を発表すること。

【回答】申35号I-8の回答(「予備勤務者については、その性質から休日予定日を公表する考えはない」)。

10. A B廻しは12分以上時間を確保すること。

【回答】申35号II-2の回答(「A B廻しの折返し時分は、編成長などにより適切に設定している」)。

11. 訓練の待ち時間を労働時間とすること。

【回答】申35号I-10回答(「支社権限外事項である」)。

12. 訓練内容を改善すること(試験などは止めて要点・対応説明などの内容にすること)。

【回答】現行どおりとする。

13. 各月の訓練時間は2時間までとすること。

【回答】必要な訓練は実施する。

14. 休日出勤指定者へは、前もって本人へ承認を得ること。

【回答】現行どおりとする。

15. 見極め及び再教育に関する試験の解答用紙は本人に返すこと。

【回答】現行どおりとする。

16. 再教育は本人の自主学習のみではなく、会社が責任もって教育すること。

【回答】現行どおりとする。必要な教育は実施している。

17. 徐行・ノッチ制限表で上り、下り、前半、後半を1枚で表示すること。1枚で表示できないときは前半と後半の2枚にすること。

【回答】現行どおりとする。

18. 「過不足金発生」に伴う、チェックシート記入に関わる時間は労働時間とすること。

【回答】内容や個々人により作業時間は異なるものの、いずれも労働時間内に作成できる範囲内と認識している。

19. 全ての乗車券類の取扱いに関する営業資料は、毎年更新した資料を会社が責任をもって社員に配布し、内容についても丁寧に説明すること。

【回答】 現行どおりとする。必要な情報は、訓練、掲示、資料訂正、配付資料等で周知している。

20. 車掌の腕時計はデジタルの日時つき電波時計にすること。

【回答】 20、21項を一括して回答する。現行どおりとする。

21. 乗車券類の紛失・遺失物取り扱いは、事故札処理とし、JR他社と同様の取り扱いとすること。

22. 三島車両所の着発線からの徒歩時分を29分から40分に増やすこと。

【回答】 申35号II-車掌5の回答（「現行どおりとする」）。

23. 列車遅延時、大一両最終到着列車に対するバスの手配をすること。

【回答】 23項と設備の1項と一括して回答する。現行どおりとする。

設備関係

1. 大阪第二運輸所の組合掲示板を大阪第二運輸所出入口正面に移設すること。

2. 各駅・各車両所の停止位置目標・一旦停止標識の高さ、反射塗料の整備をし、見やすく改善すること。停止位置目標はLED化すること。

【回答】 支社権限外事項である。

3. 大一運、大二運の異常な数の監視カメラを撤去すること。

【回答】 各職場においては、防犯体制の確立を目的として警備員、警備機器、防犯カメラを適切に配置しているところであり、防犯カメラを撤去する考えはない。

4. 大一両の5階と9階に自販機（ジュース・パン）を設置すること。また、昼間帯の9階使用制限をやめること。

【回答】 現行どおりとする。事務所内のセキュリティ確保のため、自動販売機については、共用エリアである一階に集約している。9階使用制限については、現行どおりとする。

5. 大一両、東一両食堂へは制服上着なしで行けるようにすること（現行東二運、大一・大二運食堂には制服着用の制限はない）。

【回答】 現行どおりとする。セキュリティの観点から、制服着用としている。

6. 500系専用昇降台を撤去すること。

【回答】 現行どおりとする。

7. 車両所構内の昇降台下をコンクリート化すること（手歎止め脱着の際の傷害防止）。

【回答】 現行どおりとする。また、傷害事故防止に向けては引き続き取り組んでいく。

8. 車両所構内の安全通路の整備、草刈りを常にすること。

【回答】 定期的に行っている。歩行通路を支障する場合は、指令報告すること。

9. 三島車両所乗泊に洗濯機と乾燥機を設置すること。

【回答】 9、10、11項を一括して回答する。現行どおりとする。

10. 東一両乗泊に乾燥機を設置すること。

11. 名古屋駅上り・下りホーム乗務員詰所に貴重品ボックスを設置すること。

12. 名古屋駅下りホーム詰め所への扉が何度も未鎖錠となっている。扉の改良工事をすること。

【回答】 現行どおりとする。扉が閉まっていることを確実に確認すること。

13. 名古屋駅上り、下り各詰め所のテレビの映りを改良すること。

【回答】 13、14項を一括して回答する。現行どおりとする。

14. 全談話室、詰所、寝室における全携帯会社の電波状態の安定化を図ること。また、

- 業務用携帯電話機のアプリ制限を廃止すること。
15. 大一運輸所の風呂の脱衣場とロッカールーム内のドライヤーを増設すること（脱衣場には1台しかない）。
- 【回答】現行どおりとする。風呂の脱衣場に2台、ロッカーに2台設置している。
16. 大一運輸所準備室に冷水機を新設すること。
- 【回答】現行どおりとする。

福利厚生関係

1. 石綿の検診は、退職後も会社が責任をもって検診させること。
- 【回答】1、3、5、7、8項を一括して回答する。支社権限外事項である。
2. 無呼吸器具の使用のために乗泊の停電時の常時通電コンセントを設置すること。
- 【回答】2、4、6項を一括して回答する。現行どおりとする。
3. 無呼吸の月々の治療費は会社が負担すること。
4. 無呼吸の器具を各所に設置してカードだけの持参で行えるようにすること。
5. 医学適性検査（定健）に伴う所要時間を労働時間とすること。
6. 労災申請に伴う手続きは、会社が責任をもって行うこと。
7. 夏季制服の上着を省略化し、開襟シャツ・半袖を貸与すること。
8. 乗務員の夏季制服の上着を省略し在来線と同様とすること。

以上

《若干の議論》

1項について

年休抽選1番でも出ない！1ヶ月全部申し込んでもたった4日の発給！手書きが大変だからゴム印で年休理由「保存休暇不要」！

組合：年休が1番でも発給されない状態が続いている。1番で出る要員の確保をするべき。
会社：会社としては最大限配慮している。必ず1番であれば出るとは申し上げられない。
組合：抽選1番は出すべき。常識の範囲で出すべき。特に車掌長が出にくくなっている。
会社：職種によって若干差異はある。
組合：車掌長の養成の基準はあるのか。
会社：年数等の定めはない。
組合：柔軟に養成するべき。
組合：大二運の車掌長の年休が流れるケースが多い。年度末になると申込み簿に保存休暇は不要というゴム印を作つて1ヶ月間全て申し込む社員もいる。申込み理由を31日間書くのが大変なためである。

組合：他の方も30日申し込んで抽選順序が1番だった車掌長がいたが、発給は4日だけだった。

会社：一月に4日も出たんですか。30日も申し込んだら本当に欲しい方からすればどう思うか。

組合：残数が多いということ。現場を調べるべき。年休申込みでゴム印を使うようになつての状況が大変な状況であるという認識はないのか。

会社：個別の話です。

3項について

組合：運転時分が2分15秒になるが、元に戻る可能性があるということを聞いてるが。

会社：貴側にも申し上げてる。

会社：運転時分は運転に必要な所定の時間という認識である。それは2分に変わりはない。

組合：余裕時分である。足りないという主張。

会社：会社は足りているという認識。今回はまたまたダイヤ構成上の余裕があるから2分15秒になった。将来的にずっと2分15秒であるというものでもない。

組合：2分30秒はあるべき。

勤務関係1項

休日出勤の解消の努力が見えない！

組合：今年は3泊程度が4泊になってる。休日出勤解消の努力はしていない。解消のスタンスに変わりはないのか。

会社：スタンスには変わりはない。

組合：以前の回答では解消する努力はしているという一言があったはず。今回の回答では触れていないが何故か。

会社：答えの中で必要な人員は配置しているがと書いてるので、必要な人員は配置しているという意味。

組合：人員を配置しているが休日出勤はないということか。

会社：休日出勤が発生することもあるという現状。

組合：以前あった言葉がなくなったので、一歩引いてる姿勢に見える。

組合：大二運の退出点呼時、次勤務確認で休日出勤が入っているとき助役がご苦労様と言うようになった。大一運では実施されてない。

会社：コミュニケーションの問題。義務づけるものではない。

組合：努力してるというが現場ではどこにも見えない。現場を指導すべき。

組合：今年度、4泊に増えた。増えたということは次の年度では要員、養成を増やすべき。

会社：努力はしている。詳細は平成27年度要員計画の中で伝える。

組合：来年度の休日出勤は減らすべき。

3項について

通過する訳ない庫の入口で

「停車、通過ヨシ！」って変じゃない！？

組合：引き上げ線の停車、通過の喚呼は必要か。

会社：必要である。確認喚呼によって確認するため。停車すべきところで停車出来ない可能性があるから行う。

組合：そのためなのか。

会社：人間のヒューマンエラーを防止するために確認喚呼している。

組合：添乗報告は発車前に行うようになったが、（停車、通過の喚呼を）運転時分2分の中で行わせている。安全のために停車中に行わせるべきだ。

会社：現状ではない。

組合：出来る範囲内でというが限られている。

会社：発車後の通過、停車の喚呼でどれぐらいの時間がかかるのか。充分可能である。

組合：ブレーキが緩解して庫に入る直前までである。

会社：前方注視して、通過、停車の指差し確認にそんな時間はかかるない。それが出来ないほど忙しいという認識はない。

組合：添乗報告を発車前に行うようにした理由は何か。

会社：それでも用を成すからである。

組合：停車、通過は発車前で成さないのか。

会社：成さない。

組合：運転士の立場からすれば時間がない。

5項について

準備報告時間に「規程の訂正時間は含まれない」事を会社と確認！ しかし、「現状のボリュームの中で吸収出来るんです」！

組合：規程の訂正は労働時間に含まれてるのか。

会社：含まれてる。

組合：準備報告時間に含んでるのか。

会社：遅れ、異常時に加えて規程類や乗務のための準備をする時間。乗務準備をする時間。

組合：規程の訂正をするための時間を含んで付けた時間なのか。

会社：乗務に対する準備作業という記載はないですか。時間乗務員勤務を定めたときの資料にそこまで明確に書いてるかどうかは。

組合：ここには（『乗務員勤務制度』）、「準備報告時間」は始業時として点呼時間、点呼箇所から乗務開始箇所までの移動に要する時間、乗務開始前に行う車両の点検整備に要する時間、早目出場の時間。終業時として乗継に要する時間、車両留置に伴う整備に要する時間、乗務終了箇所から点呼箇所までの移動に要する時間、点呼時間となっている。規程の整正時間は書いてない。

会社：元々の中にはなかったでしょう。

組合：含まれてない。

会社：元々含まれてなくても結果的にこの時間の中で出来る認識。

組合：それは勝手なこじつけだ。準備時間を作成する時に規程の訂正は入ってない。

会社：元々は入ってないかも知れない。

組合：設定するときに先ほどは入ってると回答した。

会社：そこは訂正します。

組合：年間一人何時間掛かって訂正の時間を費やしてるかは分かるのか。

会社：人によって違う。回答の中に、内容や人によってその年によって違う。その準備報告時間の中で充分吸収が可能だという認識。

組合：規程の訂正は準備報告時間の中に含まれてない。規程の訂正は業務として会社が掲示で指示する。そうすると労働が発生する。その労働時間は会社が提供しないといけない。

会社：それは元々提供している時間の中で終了するという認識。

組合：それはおかしい。準備報告時間の労働時間には規程の訂正は含まれてない。

会社：そこはそうかも知れません。

組合：確認する。だから別枠で規程の訂正時間は超勤で対応るべき。

会社：それは貴側の主張。会社は回答したとうり。

組合：お金が付けられないなら日頃の訓練時間の中で訂正時間を取りればいい。

会社：訓練でも設定するつもりはない。

組合：西日本は訓練時間でやらせている。会社が責任持って訂正させないといけない。

会社：別の会社です。

組合：対立である。

会社：別枠で設けろというのは貴側の主張であることは分かるが、積算は資料を作るとき

の労働時間の算定の根拠であって、そこに枠を設けたからそれだけしかやらせないということはない。その時間に何をするのかは別問題。会社はそのボリュームの中で吸収できるという認識。

組合：膨大な訂正があつて次の月の訓練で訂正の確認があるが、時間がなく訂正が間に合わない場合がある。

会社：そういうときは切り貼りの訂正用紙を配布して直ぐに終わる。

組合：切り貼りが簡単だというがはさみを出して糊を塗って貼るのもこれは会社が指示した業務なんだから労働時間を付けるべき。

会社：今、労働時間の中で出来る。

組合：先ほどの確認で時間に入ってなかつた。

会社：今、出来るとか出来ないとかではない。すり替わってるだけ。規程の訂正は現行の労働時間の中でやって下さい。やれるんです。その確認が出来ればこの議論は終わりです。

組合：対立だ。現状はサービス労働でやつてゐる。

7項について

組合：旅行の計画してキャンセルするときキャンセル料が掛からないのが7日前。5日前となる理由は何か。

会社：総合的に判断して5日前でないとキチンとして皆さんに発表出来ないから5日前となつてゐる。

13項について

組合：訓練時間は国交省令で年間の時間が決まつてゐるのか。

会社：決まつてるものもある。国家資格として必要なものではなく会社が必要であると判断する訓練を実施している。

組合：BQSは年間何時間の訓練としてやつてゐるのか。

会社：会社として必要な時間数としてやつてゐる。

14項について

年休を申し込んでいても「休日出勤」させる 会社の姿勢はおかしいぞ！

組合：休日出勤の事前の打診をするべき。

組合：年休を申し込んでる行路への休日出勤はおかしい。

会社：それは時季変更になつてゐるだけ。乗務又は休日の箇所で休日の指定をしているから必ず年休になるとはない。

組合：まさに一方的な時季変更だ。月2回回ってくるからもう一方で指定すればいい。

会社：その日の業務量で判断してゐる。

組合：それを本人に通知しているのか。

会社：年休を申し込んでたところに勤務が入つてゐる事との議論が一緒になつてゐる。

組合：そこは一緒にすべき。加味すべきだ。

会社：ご意見は伺つておきます。

18項について

組合：再発防止シートについて助役さんによって超勤にしたりしなかつたりする。

会社：会社としては労働時間外での作成として対応としている。

組合：書いてる途中で時間を超えたら超勤になるのか。

会社：現場の助役の指示に従つて頂きたい。

設備の9項について

各乗泊(三島車両所含む)に洗濯機を設置して欲しい!

組合：三島車両所に洗濯機を置かないのは何故か。

会社：あらゆる場所に洗濯機を置かなければならないという認識はない。会社へは業務をしに来て頂いてる場所である。業務に必要不可欠なものは会社が用意すべきだが、洗濯機については設置出来るところにあればより便利に使って頂く事が出来るものであろうと思う。ないと仕事が出来ないという類いのものではない。

組合：三島車両所は設備上設置できないということか。

会社：必ずしも設備上だけではない。頻度、設置場所、セキュリティ上の問題などもある。

組合：だから三島はどうなのか。

会社：様々な事を勘案して。

組合：女性から声が出てないのか。

会社：聞いてないです。

12項について

組合：新大阪駅も改善したんで名古屋駅の柵も改善するべき。

13項について

組合：上りの下の詰所のテレビはBSしか映らない。

会社：テレビは洗濯機以上に設置条件が…。

組合：一階の詰所には情報が入ってこない。

16項について

組合：大一運への冷水機を付けてもらいたい。

会社：飲料についてはご自身で準備願いたい。

設備の14項について

組合：アプリ制限されてるが、車掌の立場から言うと外国人旅客が増えてるので翻訳機能を使いたい。業務上必要である。

会社：何故にアプリ制限がかかったかは貴側もご存じかと。セキュリティの観点からも今直ぐ緩めることは考えていない。

福利厚生2、3項について

組合：無呼吸について、本人はなりたくてなったわけではない。

会社：安全を確保する一人の乗務員として必要であると言うことなんぞ。

7、8項について

組合：クールビズは是非、実施されたい。

以上